第8章 歴史的風致形成建造物の指定の方針

京都の歴史的風致を形成する重要な構成要素である 歴史的建造物のうち,重点区域における歴史的風致の維 持及び向上を図るうえで必要かつ重要と認められる建 造物を「歴史的風致形成建造物」として指定する。

歴史的風致形成建造物に想定されるものとして、祇園 祭などの祭礼を行ううえで拠点となる会所や御旅所。そ れらを華やかに飾る懸装品などを手掛ける繊維問屋な ど人々の生業とともに残る町家。市内に点在する世界遺 産をはじめとする社寺仏閣を中心に賑わいを見せる門 前町の町家や、上賀茂神社の神官が集住した社家、多く の町人にも普及した伝統文化である茶の湯などの施設 を備える和風建築。市内5箇所にある花街の歌舞練場や、 それを中心に茶屋文化を伝える茶屋形式の建造物。近代 の金融業などの中心であった三条通など, 京都の近代化 を象徴する近代洋風建築。城下町として整備され、港湾 都市として発展した伏見の造り酒屋や酒蔵群。また、そ ういった京都の伝統や行事、

商業などを支え継承してき た町衆らの生活・生業の場であり、今なお、市街地にも 多く点在する京町家など、様々な建造物が想定される。 こういった建造物の他、建造物と一体に構成をなす門・ 塀などの工作物及び庭園も対象とする。

歴史的風致形成建造物の指定においては、伝統的・歴史的な意匠性に優れているもの、その地域において歴史的価値の高いもの、地域の特色が色濃く残っているもので、京都の歴史的風致に深く関わるものを基準とする。なお、京都市内には、多くの国登録文化財、京都府及び京都市指定・登録文化財の他、景観重要建造物、京都市市街地景観整備条例に基づく歴史的意匠建造物、界わい景観整備地区及び歴史的景観保全修景地区内の建造物、京都市京町家の保全及び継承に関する条例に基づく重要京町家が存在し、特にこれらの建造物のうち重点区域内のものについては、積極的に指定する。

また、建造物の所有者及び支援法人による歴史的風致 形成建造物の指定の提案に関する制度の活用を促進す る。建造物の所有者による歴史的風致形成建造物の提案 が積極的かつ円滑に行われるよう、支援法人と連携し、 歴史的風致形成建造物に関する制度の概要、歴史的風致 形成建造物の指定の指標又は参考となる建造物の外観 に関する情報提供を行う。

歴史的風致形成建造物に指定及び指定候補としては、 以下の別表のとおりである。

歴史的風致形成建造物指定及び候補一覧

番号	名称	外観写真	所在地	位置図
1	佐々木邸 (景観重要建造物, 歴史的意匠建造物)		京都市上京区 千本通五辻上る末 広町33他	プ ・
2	吉田邸(景観重要建造物)		京都市下京区 御幸町通仏光寺下 る橘町441	・
3	とりやさ 鳥彌三 (景観重要建造物, 国登録文化財)		京都市下京区 西石垣通四条下る 斎藤町136他	而可 電腦蓋 2丁目
4	松本酒造 (景観重要建造物, 歴史的意匠建造物, 国登録文化財)		京都市伏見区横大路三栖大黒町2他	
5	黄桜酒造 (界わい景観整備地区)		京都市伏見区南浜町255	
6	月桂冠 旧本社 (界わい景観整備地区 重要地域)		京都市伏見区南浜町247	The control of the
7	上七軒歌舞練場 (界わい景観整備地区 重要地域)		京都市上京区 今出川通七本松西 入真盛町742-1他	